

大津市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年 8月28日

大津市監査委員	村	嶋	由	弘
同	重	森	昭	彦
同	清	水	ひ	と
同	杉	山	泰	子

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

【定期監査】

1 監査執行対象機関名 福祉子ども部生活福祉課

- (1) 監査執行日 平成27年2月6日
- (2) 監査結果措置状況報告日 平成27年7月21日
- (3) 監査の結果

生活保護行政における現金の管理について

生活保護行政の運営において、扶助費の支給に当たっては、口座への振込みによる支給に加えて、面談の必要のため等により、現金での支給を行っているほか、生活保護費の返還金徴収金、福祉資金の管理など日常的に現金を取り扱われているが、これらの現金の取扱いは、業務の性質上、避けることのできない必要な業務と考えられる。

しかしながら、その管理状況を見ると、多額の現金が手提げ金庫に保管されており、長期にわたって高額な返還金徴収金が未処理のまま管理されている事例が認められた。返還金徴収金が未処理のものについては、返還を求めべき額が未確定との説明を受けたが、全庁挙げて事故防止等に取り組まれているところでもあり、当該事務の適切な遂行、管理を行うための方策について検討されたい。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

御指摘の手提げ金庫で長期間保管していた返還金等につきましては、実地監査後、間もなく被保護者に返還を求めべき額が確定し、収納処理を行いました。

今後は、即座に精算できない現金については通帳管理し、緊急性のある必要最低限の現金以外は、手提げ金庫で保管することのないようにし、日常的な現金の取扱いについて万全を期してまいります。

2 監査執行対象機関名 環境部環境政策課

- (1) 監査執行日 平成27年3月6日
- (2) 監査結果措置状況報告日 平成27年7月21日
- (3) 監査の結果

補助事業の適正な執行について

市民団体が実施する湖辺における生態系の保全活動、公共空間の清掃活動等を助成し、市民の環境保全意識を醸成するため、各事業に対して所要の補助事業が実施されている。

補助金の交付に当たっては、補助制度適正化基本方針、交付基準等に基づいて事務が行われているが、間接補助事業を含む一部の事業において対象経費の支出内容等の確認が不十分であると認められる事例が見受けられた。

については、補助事業に係る実績報告の内容についての調査等をより的確に行うため、補助事業者の理解を求めつつ、事務処理の改善に取り組まされたい。

なお、補助金の使途については、妥当性、透明性を高めるとともに、市民への説明責任を果たすため、更に適正な事務の執行に努められたい。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本市は、市民団体が実施する湖辺における生態系の保全活動や公共空間の清掃活動等の事業に対し、所要の補助を行っています。当該補助事業については湖辺の環境及び景観の保全並びに環境の美化に大きな貢献をするとともに、市民の環境保全意識の醸成にも寄与しているところです。

当該事業は、補助事業者による直接の活動だけでなく、同補助事業者が更に交付する給付金を受ける下部団体等の活動により支えられ推進されています。

補助金の交付については、補助制度適正化方針や交付基準等に基づき事務を行っているところですが、補助事業に関する実績報告の内容に関し、調査等を更に的確に行うため、間接補助事業も含め対象経費の支出内容を確認できるよう、補助事業者の理解を得て、平成27年度から下部団体等の領収書の写しの添付を義務付けるとともに、その使途について十分確認を行います。

3 監査執行対象機関名 環境部施設整備課

- (1) 監査執行日 平成27年 3月 6日
- (2) 監査結果措置状況報告日 平成27年 7月21日
- (3) 監査の結果

地区環境整備事業に係る補助金のあり方について

廃棄物処理施設の建設、操業を円滑に遂行するため、関係自治会等との覚書に基づき、自治振興、地域の活性化、生活環境の向上に寄与すると認められる各事業に対して補助金を交付している。

補助事業、補助額の決定等に当たっては、補助制度適正化基本方針の下において、庁内における検討委員会においても選定基準に準拠して事業の必要性、妥当性等の検討に加えて、地元負担金の導入が行われるなど、見直しにも着手されているが、今後とも引き続き、補助対象事業等の適正性はもとより必要性、公益性等について事業内容をより精査の上、透明性を確保し、説明責任が果たされることにより、廃棄物行政の円滑な執行に努められたい。

- (4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

地区環境整備事業の実施に当たっては、平成25年12月に大津市地区環境整備事業検討委員会において、今後、新たに交換する覚書の考え方や現在の覚書による地区環境整備事業の考え方、更には、補助事業についても新たな補助基本額、補助率、補助限度額等の考え方により見直しを行いました。

この考え方の下で、平成26年3月には、再資源化施設、破碎処理施設のみを操業している大津クリーンセンターに係る覚書並びに平成27年1月には、大田廃棄物最終処分場第1期延長及び第2期に係る覚書を、関係する地元連合会、単位自治会の理解を得ながら交換しました。

そして、これらの覚書に基づく補助事業については、補助対象事業、補助限度額、補助金交付手続等を詳細に定め、関係する単位自治会への説明も行い理解を得ているところです。

今後も引き続き補助事業の内容等について公益性、必要性等を精査し、透明性を高めるよう努めてまいります。

【随時監査(工事監査)】

1 監査執行対象機関名 総務部人事課

- (1) 監査執行日 平成26年12月 2日から平成27年 3月31日まで
- (2) 監査結果措置状況報告日 平成27年 7月21日
- (3) 監査の結果

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進体制について

本市の公共建築物及び道路、河川、上下水道等のインフラ施設の多くについては、その老朽化対策の検討、実施が急務である。また、近年の異常気象は顕著であり、本市においても集中豪雨等により全域的に風水害が発生している。そういったことから、発注される工事等の8割以上が既存公共施設等の改築更新、維持管理及び災害復旧に関するものとなっている。

そういった「公共施設等の総合的かつ計画的な管理」や「風水害へのリスク管理」を継続的かつ安定的に行うため、中長期的な展望に立った管理組織体制を構築することが必要である。とりわけ、それを担う技術職員の業務の質や量に応じた人員配置を行い、総合的な管理・運営技術を継承できる体制とすることが重要であることから、推進体制の充実、強化に取り組まねたい。

- (4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

市内における施設の維持管理に当たっては、安全安心な市民生活を確保するため、日常はもとより、近年の異常気象による災害時や緊急対応時等の対応を迅速に図るため、専門的かつ豊かな経験を保有する技術職員を必要に応じて集中的に配置するなど、計画的に管理体制の充実を図り、リスク管理に努めてまいりたいと考えております。

また、常に適正な判断や迅速な対応が求められていることから、ベテラン技術職員の配置は当然のことながら、その技術の継承を図るため、若手職員の育成を計画的に実施できる組織体制の構築に努めてまいります。

2 監査執行対象機関名 総務部契約検査課

- (1) 監査執行日 平成26年12月 2日から平成27年 3月31日まで
- (2) 監査結果措置状況報告日 平成27年 7月21日
- (3) 監査の結果

契約業務の執行管理について

昨年6月に導入された「契約に係る予定価格と最低制限価格の事前公表」については、その後、入札物件の約9割がくじ引きとなる結果を生み出しており、さらに、その約4分の1が予定価格で入札され、くじ引きにより落札者を決定するという結果になっている。(平成27年2月末現在)

このようなことから、入札における健全な競争原理の確保と、職員及び事業者の設計見積り能力を高め、

より適正かつ経済的に競争性を発揮し得る入札制度を目指すことにより、契約業務の適正化と工事等の執行管理の強化を図りたい。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

最低制限価格の事前公表については、平成22年度に続き平成25年度にも発生した入札関連の官製談合及び入札妨害事件を契機として実施しているものです。

本市においては、一連の不祥事防止対策を最重要課題として、内外に向けた取組を推進しており、平成27年1月からは入札参加者がインターネットを通じて入札を行う電子入札システムを導入するとともに、平成19年度から試行的に実施しております総合評価方式による入札について、評価項目を充実した上で、入札件数の増加に取り組むこととするなど、市職員のみにとどまらず建設関連業者も含めた幅広い対策を進める中で、様々な検証をしております。

3 監査執行対象機関名 企業局企業総務課

(1) 監査執行日 平成26年12月2日から平成27年3月31日まで

(2) 監査結果措置状況報告日 平成27年5月27日

(3) 監査の結果

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進体制について

本市の公共建築物及び道路、河川、上下水道等のインフラ設備の多くについては、その老朽化対策の検討、実施が急務である。また、近年の異常気象は顕著であり、本市においても集中豪雨等により全域的に風水害が発生している。そういったことから、発注される工事等の8割以上が既存公共施設等の改築更新、維持管理及び災害復旧に関するものとなっている。

そういった「公共施設等の総合的かつ計画的な管理」や「風水害へのリスク管理」を継続的かつ安定的に行うため、中長期的な展望に立った管理組織体制を構築することが必要である。とりわけ、それを担う技術職員の業務の質や量に応じた配置を行い、総合的な管理・運営技術を継承できる体制とすることが重要であることから、推進体制の充実、強化に取り組まれない。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

企業局といたしましては、平常時の施設・設備の適切な維持管理はもとより、災害時や事故等緊急時の迅速かつ適切な対応のため、「企業局災害対策要綱」に基づき、所属を超えた応援体制を構築するなど、計画的に管理組織体制の充実を図り、リスク管理に努めてまいりたいと考えております。

また、専門的知識と高度な技術を有する職員を適所に配置するとともに、若手職員の育成に当たっては、災害対応も踏まえた実効性のある実務・実習研修を企業局独自に実施するなど、技術の継承を図っているところです。

4 監査執行対象機関名 企業局契約監理課

(1) 監査執行日 平成26年12月2日から平成27年3月31日まで

(2) 監査結果措置状況報告日 平成27年5月27日

(3) 監査の結果

契約業務の執行管理について

昨年6月に導入された「契約に係る予定価格と最低制限価格の事前公表」については、その後、入札物件の約9割がくじ引きとなる結果を生み出しており、さらに、その約4分の1が予定価格で入札され、くじ引きにより落札者を決定するという結果になっている。(平成27年2月末現在)

このようなことから、入札における健全な競争原理の確保と、職員及び事業者の設計見積り能力を高め、より適正かつ経済的に競争性を発揮し得る入札制度を目指すことにより、契約業務の適正化と工事等の執行管理の強化を図りたい。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

企業局におきましても、最低制限価格の事前公表後、くじによる落札件数は増加しております。

企業局では平成25年度から一般競争入札の拡大を図ってきたところであり、今年1月からは入札参加者がインターネットを通じて行う電子入札システムを導入するなど、入札の公平性、公正性、透明性を高め、競争性の確保・向上に努めております。

さらに、入札参加者には見積り内訳書の提出を義務付けており、積算の妥当性についてこれまで以上に検証していくなど、入札参加者の見積り能力の向上に努めていくとともに、引き続き契約検査課と調整を図りながら、契約業務の適正化と執行管理に努めてまいります。

【財政的援助団体等に対する監査】

1 監査執行対象機関名 政策調整部企画調整課国際交流室

(1) 監査執行日 平成27年1月16日

(2) 監査結果措置状況報告日 平成27年7月21日

(3) 監査の結果

大津市国際親善協会の財政的な自立促進について

大津市国際親善協会は、市民外交を通じて国際化社会に対応した魅力ある大津のまちづくりと、国際交流の一層の進展に寄与することを目的に設立されて以来35年以上にわたり、本市の国際交流施策の推進に貢献されてきた。そのため本市も当該協会の体制の整備充実を図るため、人件費等の補助を行っている。

しかし、当該協会の賛助会員のうち個人会員については、年々減少傾向にある。賛助会員は協会の活動を支える力となるだけでなく、その会費収入は協会運営の基盤となるものであることから、団体会員と併せ、会員増強に努められ、公益財団法人として自立促進に向けて事業を展開されたい。なお、所管課においても補助制度適正化基本方針の主旨に沿い、効果的、効率的な運営がなされるよう、指導を含めた協働関係を構築されたい。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該補助金については、「大津市補助制度適正化基本方針」に基づき、平成26年度から交付基準を設け、対象経費及び算定方法を明確にしました。

その中で、管理費等において一定の減額を図ったほか、補助団体に対し自主財源の確保や会員増強に努めるなど、自立運営に向けた取組を展開するよう指導しているところ です。

今後も今般の監査結果を踏まえ、協働体制の更なる強化を図るとともに、補助事業の更なる適正化に努めてまいります。

2 監査執行対象機関名 市民部文化・青少年課

(1) 監査執行日 平成27年1月16日

(2) 監査結果措置状況報告日 平成27年7月21日

(3) 監査の結果

大津市学区文化祭事業補助金の実績報告について

大津市学区文化祭事業補助金は、各学区文化祭実行委員会が実施する文化祭開催事業への補助金である。大津市文化連盟に加入する29団体については文化連盟への間接補助となっており、一方、文化連盟に加入しない8地域については、学区文化祭実行委員会に直接交付されている。

当該補助事業の所管課として、補助事業者の事業執行状況を検証するとともに、間接補助についても、各学区文化祭実行委員会から大津市文化連盟へ実績報告されている事業報告、決算状況等の内容についても精査することにより、適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

各学区文化祭実行委員会（29団体）から大津市文化連盟宛てに提出されている実績報告等関係書類についても精査した上で、大津市文化連盟に対して適正な事務処理がなされるよう指導してまいります。

3 監査執行対象機関名 福祉子ども部福祉政策課

(1) 監査執行日 平成27年1月16日

(2) 監査結果措置状況報告日 平成27年7月21日

(3) 監査の結果

補助対象経費の整理とチェック体制の強化について

大津市民生委員児童委員協議会連合会は、地区民生委員児童委員協議会との連絡調整を図るとともに、地域において活動する民生委員児童委員に対して、研修会の開催等を行うことにより、委員の資質の向上と地域福祉の増進に寄与されている。

その活動を支援するため、本市から大津市民生委員児童委員協議会連合会補助金が交付されているが、連合会における専門部会・研究会及び地区民生委員児童委員協議会の活動経費（間接補助）について、繰越金の発生や補助対象経費が整理されていないなどの事案が見受けられた。このことから、所管課においても、補助制度適正化基本方針の主旨に沿ったチェック体制の強化を図られ、透明性を高めた適正な補助事務の執行に努められたい。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

大津市民生委員児童委員協議会連合会補助金については、大津市民生委員児童委員協議会連合会において、補助対象経費の整理などについて地区民児協活動費補助金交付要綱の改正が行われたところ です。

今後、所管課においても「大津市補助制度適正化基本方針」に基づき、補助対象事業の内容について十分に精査を行い、適正な補助事業の執行に努めてまいります。

4 監査執行対象機関名 産業観光部農林水産課

(1) 監査執行日 平成27年1月16日

(2) 監査結果措置状況報告日 平成27年7月21日

(3) 監査の結果

営農指導強化対策に対する補助事業について

レーク大津農業協同組合（以下「農協」という。）は、農業協同組合法第10条第1項に掲げる「組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導」の業務として、農家への栽培指導、地産地消の推進等の営農指導活動を行う役割を担っている。この営農指導活動は、市が担うべき農業振興施策としての営農指導強化活動と相共通することから、本市は、農協の営農指導員の活動に対して、その人件費の一部を補助している。

しかしながら、農協の行う活動と市の担うべき活動を峻別することが困難なこともあり、補助事業の実績報告書や営農指導員行動日誌等からは、補助対象事業である栽培指導、防除事業等への指導、消費拡大事業を含む地域農業の振興など、営農指導強化活動の具体的な実績が成果物として明確になっていない。

このことから、営農指導についての活動における農協と市の役割分担を整理した上、成果物等の検収を通して、効果的な事業運営が図られるよう改善されたい。

(4) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該補助事業は、本市に営農指導ができる職員がいないため、営農指導を本務とする農協にその役割を担っていただいていることから、その活動の強化を目的として補助を実施しています。

当該補助金の性質から、全ての営農活動について農協と市の役割分担を明確にすることは困難であります。農協の役割としては、農業技術の普及指導や情報提供、市と農業者との橋渡し役等と考えています。また、本市の役割としては、当該事業の成果や進捗を確認することにより、活動実績を把握し、営農指導を効果的に進め、地産地消、高付加価値化等、大津の農業振興事業に反映させていくことと考えています。

上記のことから、平成 26 年度実績報告時には、役割分担の整理のため、本市の農業振興事業に係る活動の成果報告書の提出を求め、補助事業者の活動実績の把握を行いました。平成 27 年度以降も、成果物等の検収を通して、効果的な事業運営に努めてまいります。